

総務部

議案第132号 令和7年度大津市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務部等の所管する部分について

それでは、議案第132号、令和7年度大津市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務部の所管する部分につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の資料、令和7年11月大津市予算関係議案の18頁をお開き願います。

2の歳入のうち、款21繰越金、項1繰越金、目1繰越金951,250千円の増額については、令和6年度の決算の確定に伴う決算剰余金の一部を措置するものであります。

20頁をお願いします。

款23市債、項1市債、目1総務債、節5庁舎整備事業債につきましては、皇子山総合運動公園内の広場及びテニスコートの解体工事の財源として、44,900千円増額するものであります。

22頁をお願いします。

3の歳出のうち、款2総務費、項1総務管理費、目12財産管理費

は、大津市新庁舎整備基本設計・実施設計事業者選定委員会の開催経費や皇子山総合運動公園内の広場及びテニスコートの解体工事費として49,976千円の増額をするものです。

戻っていただき、3ページをお願いします。

こちらは、事業の完了が令和8年度以降に及ぶものについて債務負担行為を補正するものであり、庁舎整備にかかる基本設計・実施設計については令和10年度、皇子山総合運動公園内の広場及びテニスコートの解体工事については令和8年度の事業の完了を見込んでおります。

以上、議案第132号、令和7年度大津市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務部の所管する部分についてのご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。